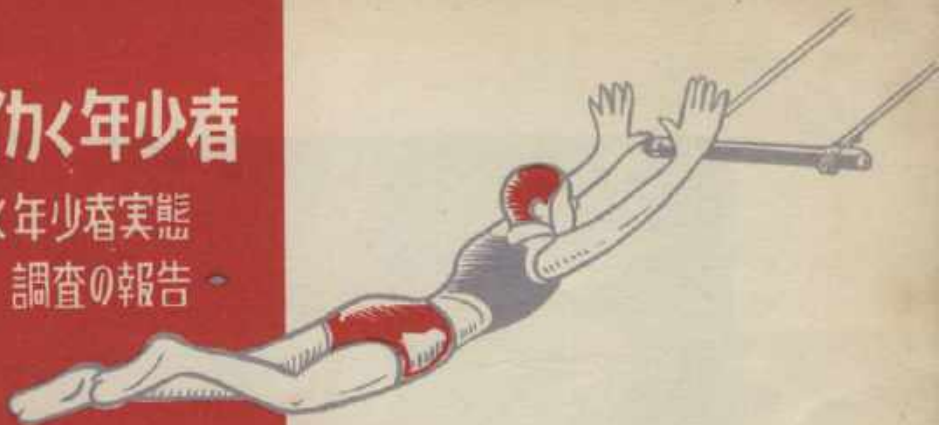


4の3
年少労働調査資料
第9集

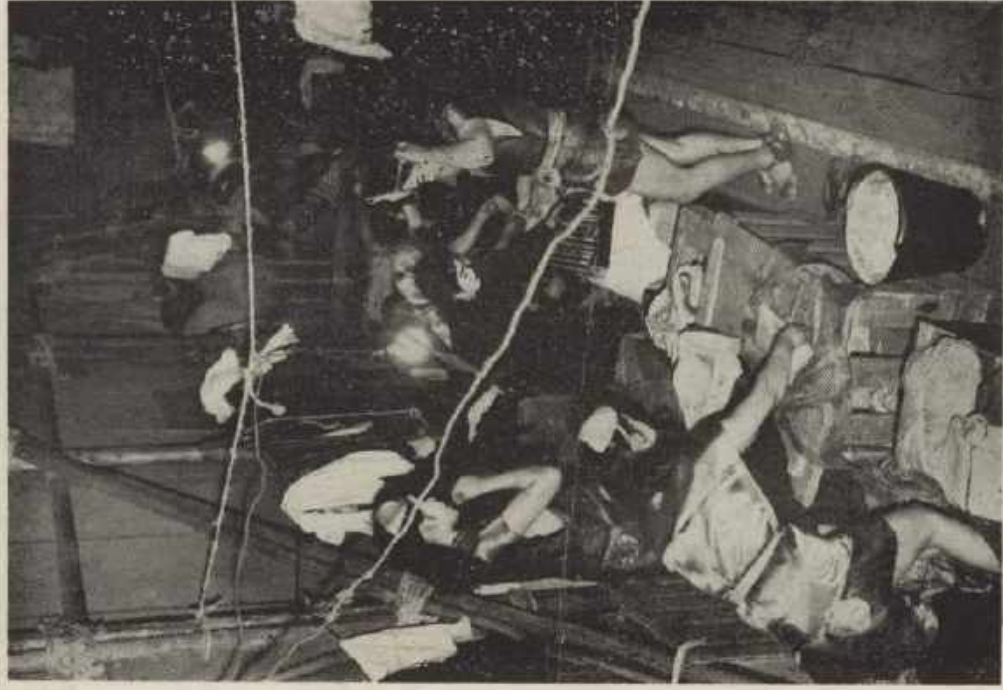
サーカスに働く年少者

・サーカスに働く年少者実態
調査の報告・



労働省婦人少年局
1950年1月

染屋裏





空中サーカス



水 藝



柳 樽

は し が き

きびしい仁義の枠内で、もの悲しいジントの音に明け暮れ、奴隷生活に泣いていたサーカスの子たちは、新憲法の制定後果して新しく説教することができたであろうか。

さきに(1948年2月)婦人少年局では、労働基準法および女子年少者労働基準規則の危険有害業務就業制限の規定に基き、年少労働者の従事するサーカスの演技内容に関する調査を行つたのであるが、これら年少者の前身や、労働契約、年令制限、労働時間その他労働条件等については未だ明らかにされていなかったのである。

ところが、1948年5月某サーカス團から勇敢に飛出してきたサーカスの教育部長(かれ自身もサーカスに育つた年少労働者の出身である)によつて、明るみに出されたサーカスの真相報告をきっかけとして、本局では、年少労働者保護の立場から、婦人少年局地方職員室を通じて全国のサーカスの実態調査を行つた。

その結果は、もともと困難を予想しての調査であつたので、サーカス團の経営者および團員の供述、あるいはその他外見的観察によつて知り得たものであつて、すべてをそのまゝ信頼することはできないかもしれないが、しかしながら、それによつてさへもいわゆる人身賣買的な入團経路、労働基準法に基ずく使用許可や年令証明書の備付けの不備と、それから年令に關する違法、あるいは低賃金による酷使等幾多の問題が発見されたのである。これら発見された幾多の事実は関係当局の取締りや指導あるいはサーカス自体、経営者および労働者双方の反省や自覚に基いて旧來の封建的ペールを脱ぎ捨て、明るく大衆娯樂として新發足し、またそこに働く人にとつても明るく健全な労働の場として更生するために大きな参考の資となるであらう。

この調査資料第9集は、これら時期をへたて前後2回にわたる調査の結果をまとめたものである。

目 次

は し が き.....

一、調査の目的..... (1)

二、調査の対象..... (1)

三、調査の方法..... (2)

四、調査の結果..... (3)

1 調査を行ったサーカス団..... (3)

1 「サーカス」について..... (6)

1 演技内容について..... (6)

A、椗木上の曲藝..... (6) E、自轉車曲乗り..... (13)

オートバイ又は自轉車の特殊な曲乗り

B、演技者の肩を利用する技藝..... (9) F、集団を以て表現するピラミット曲藝 (15)

C、綱 渡 り..... (11) G、技藝者単独で行う独立した技藝..... (15)

D、両脚を利用する曲藝..... (12) H、曲馬に関する技藝..... (17)

Ⅲ 労働条件について.....	(17)
A、賃 金.....	(17)
B、労働時間.....	(19)
C、休 日.....	(21)
D、証明書提出の有無.....	(22)
Ⅳ 身上について.....	(23)
A、入園経路.....	(23)
B、両親の有無.....	(25)
Ⅴ 教育について.....	(27)
Ⅵ 年少団員の生活について.....	(28)
Ⅶ 労働基準法及び女子年少者労働基準規則施行に対する意見.....	(29)
五、む す び.....	(30)

一、調査の目的

第1期の調査では、年少労働者に対する労働保護制度のうちで、最も重要な意義をもっている危険有害業務の就業制限に関する規定に基き、安全、衛生および福祉の見地から年少労働者が従事するサーカスの演技について主に調査し、あわせてその労働条件および生活環境等をも検討した。

第2期の調査は、“自由を知らぬジツクの世界——サーカスの実相と脱出青年”等という見出しのもとに新聞にも掲載されたように、本年5月下旬、福井縣下に本部を持つTサーカス団から脱れ、その教育部長をしている一青年が封建的内情をうつたえてきたのであるが、その報告に基いて人権擁護の立場から、主として労働条件、身上関係について調査したものである。

二、調査の対象

第1期調査

A&B 合同サーカス団およびCサーカス団の二つを調査対象とした（以下全て仮名）

第2期調査

Aサーカス団外 2)（詳しくは調査されたサーカス団、第2表参照）を調査対象とした。

三、調 査 の 方 法

第1期調査

1. 調査の時期はA&B 合同サーカスは1948年2月7日、そしてCサーカスは1948年3月3日、ともに東京における公演を1回視察の後、團長および地方に面接し、聴取した。
2. 調査の担当はともに本局の係員が行った。
3. 調査の要点は主として年少者のサーカス演技を危険有害業務制限の見地からみたものである。なお、労働条件および環境についても調査を行った。

第2期調査

1. 調査の時期は、1949年5月下旬から7月上旬までの間である。
2. この調査の担当は婦人少年局地方職員室を通じて上記調査期間中各地で興行されたサーカス團について行われた。
3. 本局から職員室に示された調査事項は次の通りである。

- (1) 團名および團長名
- (2) 18才未満及び15才未満の男女別数
- (3) 團員総数

(4) 年令証明書及び使用許可証明書備付けの有無

(5) 雇用関係、賃金、労働時間その他

(6) 身 上 関 係

イ、入 園 経 路

ロ、両親の有無

四、調 査 の 結 果

I 調査を行つたサーカス園

1. 第1期調査

(1) A&B 合同サーカス園およびCサーカス園の就業人員は第1表の通りである。

第 1 表

園 名	総 園 員 数			満 15 - 18 才			満 15 才未満		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
A & B 合同サーカス	30	10	20	5	1	4	11	5	6
C サ ー カ ス	14	5	9	—	—	—	2	1	1
計	44	15	29	5	1	4	13	6	7

註 1. この表の従業員数はサーカスの演技を行う者のみの数である。

2. A&B 合同サーカス園における年齢は観客による推定である。

3. Cサーカスにおける年齢は聴取によるものであるが実際は一般にそれよりも幼く見えることを附記しておく。

(2) 調査結果の内容は「Ⅲ演技内容について」の項に示されている。

2. 第2期調査

(1) 調査時期5月から7月までの期間中に同一サーカス園の興行が2県にまたがったものもあり、調査が重複したものもある。そこでサーカス興行のあつた県は24縣であるが、調査を行つたサーカス園は次表(第2表)に示されたもの1である。

第 2 表

園 名	従 業 員 数			満 15 - 19 才			満 15 才 未 達		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
A サ - カ ス	60	—	—	6	2	4	—	—	—
B サ - カ ス	21	9	12	1	—	1	—	—	—
C サ - カ ス	55	34	21	1	—	1	—	—	—
D サ - カ ス	不明								
E 廻 曲 馬 園	27	—	—	3	1	2	1	—	1

F	サ	-	カ	ス	16	8	8	2	-	2	2	1	1
G	サ	-	カ	ス	36	20	16	-	-	-	-	-	-
H	サ	-	カ	ス	45	-	-	1	1	-	3	-	3
I	サ	-	カ	ス	17	8	9	3	-	3	-	-	-
J	サ	-	カ	ス	26	12	14	5	-	5	-	-	-
K	サ	-	カ	ス	22	13	9	3	2	1	2	-	2
L	サ	-	カ	ス	40	25	15	2	-	2	3	-	3
M	サ	-	カ	ス	25	-	-	3	-	3	-	-	-
N		洋		行	28	22	6	4	2	2	-	-	-
O		曲	馬	園	21	-	-	2	1	1	1	1	-
P	サ	-	カ	ス	53	-	-	4	-	4	1	-	1
Q	サ	-	カ	ス	35	24	11	-	-	-	-	-	-
R	サ	-	カ	ス (A)	46	22	24	12	5	7	5	2	3
S	サ	-	カ	ス (B)	18	-	-	-	-	-	-	-	-
T	人	形	舞	踊	園	12	7	5	1	-	1	-	-
U	サ	-	カ	ス	22	14	8	4	1	3	-	-	-
	計				630			57	15	42	18	4	14

(2) 調査結果の内容は「IV労働条件」および「V身上について」に記されている。

II 「サーカス」について

サーカス團は大小とりまぜて全國にその数は数十あるいは百を超えるともいわれている。

「曲馬」とは馬を使用する藝をいい、その他の曲藝を「輕業」という、そして「サーカス」とは、それらをひつくるめて間口 10 間以上の興業をいう。

團長は「^い大夫」と云つて、家族（^い藝人の殆んどが養子である）及び雇人を率い監督する。

移轉地にはそれぞれ縄張りがあり、その各々に「^ど地方」と稱する者があつて、その地に来るサーカスの土地の選定その他一切の世話をする。したがつて一興業が打たれるためには、其の土地の「^ど地方」と連絡し、小屋の設営準備をして貰つて乗込むのであるが、この「^ど地方」の網は全國的なつながりを持つてゐる。

III 演技内容について（第1期調査の結果）

A 撞木上の曲藝

——撞木というのは所謂「ブランコ」を意味する——

(1) 「大一丁」「小一丁」

少女2人（15才位及び17才位）が約7mの高所のブランコ上で1回のような曲藝を演じる。又一少女は振

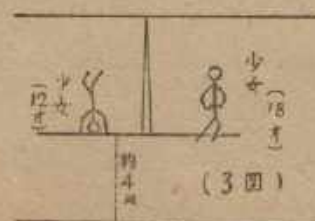
幅10mに揺れたブランコ上で手放しで立ち平均をとる。あるいは手放しで横振り運動をしたり、椅子を樫木の
上に載せて掛けたりする。しかもネットの設備はない。(この調査の時には)著
しく危険であり、且つ緊張を要する。——1図参照——

(2) 「二丁樺木」

2図のような模式のブランコに少年少女(18才)成年男子の3人が位置につき掛
戸と共に離垂により、各々が共にからみ合つて種々の曲藝を演じる。これは「揺る」
運動がなく、懸垂による曲藝で、通例器械体操に類似のテクニクをみる。ネット
の設備はない。(同様)

(3) 剣 ね 板

約4mの高所に天井から吊り下げられた空中シーソーの上で、2少女(12才及び
18才)が直立逆立ち、その他の曲藝を演じる。——3図参照——お互いに板の平衡



(3図)

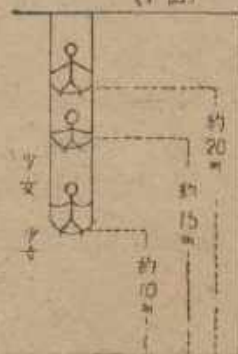
を保つための著しい緊張と注意力を要し、危険でも
あり、又不健全の感を与える。

(4) ブランコ曲技

高さ4m振幅10mのブランコ上で成年女子1人が懸
垂運動等の曲藝を演じる。危険性は大きいからネツ



(1図)

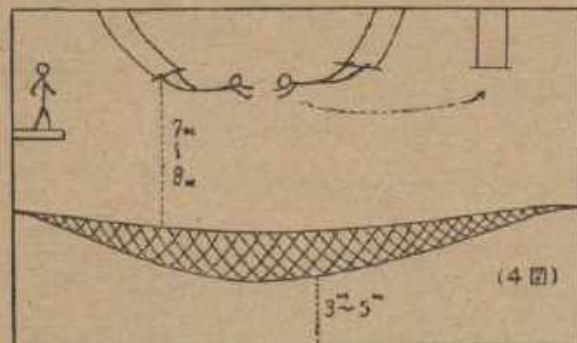


(2図)

トの設備が望ましい。

(5) 空 中 飛 行

A&B サーカスは、床上3mの高さにネットを張り、ネット上7mの高所で、少年2人(8才位)少女6人



(12才位1人、15才位2人、17才位2人、成人1人) 成年男子2人が演じる。

Cサーカスは、床上5mの高さのネット上7~8mの高所で、少年(13才)女子3人(18才及び成年2人) 成年男子3人が演じる。前記の高所に3つのブランコがあり、真中の1つに成年男子が逆におり下り、隣のブランコから飛来する者を受けとり他の

ブランコへ移す。——4図参照——

空中技藝中の最高技術で、勿論完全なネットを張つて墜落に備えるが、墜落してもネットの反動で、そのまま簡単に姿勢を整える。故意に墜ちて観客を笑わすピエロの喜劇的動作を運動の中に挿んで演出する。見る者に固唾を飲ませるようなスリルを與える演技であり、いさゝかの呼吸の齟齬が災害を招くであろう。

こゝで問題となるのは、ネットを張つた場合のネットの安全価値の問題であり、女子年少労働基準規則第13條第40号の規定に基づいて今一應検討を加えられなければならないように思う。

〔註〕この種の曲藝に關しては労働基準法の解雇上厚生省児童局とも打合せの上次の通り決定した。（昭和23年5月1日附
基発第677号）

1. 満15才未満の者（義務教育を終了した満14歳以上の者を含まない、以下同じ）については禁止する。
2. 満15歳以上満18歳未満の者（義務教育を終了した満14歳以上の者を含む、以下同じ）及び女子については、5m以上の高所におけるこの種の演技は禁止されるが、安全ネットの設備がある場合においてのみネット5m未満の高所におけるこの種の演技を認める。

B 演技者の肩を利用する技藝

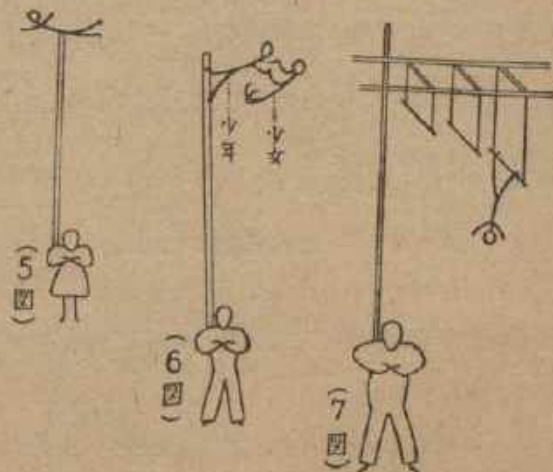
——この項にある曲藝を通稱「差しもの」と称する——

(1) 「一本竹」又は「一本」

太い青竹（直径約7m、長さ3m乃至4m）を技能者が肩の上に乗せてバランスをとりながら差す、この竹竿上に予めのぼる上方の演技者少年又は少女（上乗り）が竿に足を絡んで固定しながら舞踊を行つたり、腹あるいは背中をのせ手足を放したり、逆にぶら下がるなどのさまざまな不健全な懸垂運動を演じる。——5図参照——

(2) 「一本竹」

(1)と同様の方法であるが、この場合肩で支えるのは



成年男子であり、上乗りは男女児童2名（12才と13才）である。——6図参照——

（3）「はね出し梯子」

前記の一本竹と同種の技藝であるが、一本竹の上方に、長さ1m余の小梯子を固定して、竿と直角に張り出し、この梯子を足場に懸垂運動をするのを支える。12才の少女（上乗り）が、そのブランコを移行しつつ、逆下り懸垂などさまざまな曲藝を行う。——7図参照——

以上は何れも呼吸を合せるための著るしい緊張を要すると共に懸垂のため全身の力を費し危険性も大きいと思う。但し、あるサーカスでは、かつて上乗りの危険と観衆の方向に竿の倒れる危険を防ぐため、舞台上方に鋼線を張り、之に備えたこともあり、今後此の方法に依らせるなら危険の防止は容易であるというのが興行者側の見解である。

（註）この種の曲藝に関しては労働省では厚生省児童局とも打合せの上、次の通り決定した。（昭和23年5月1日附基調第677号）

1. 満15歳未満の者については禁止する。
2. 上乗りを演ずる満15才以上満18才未満の者及び女子は5m以上の高所において演ずる者についてはこれを禁止する。
3. 肩にて物を垂す満15才以上満18才未満の者及び女子については、女子年少者労働基準規則第12條の重量物取扱に關する規定に触れない限り、これを認める。

○ 綱 渡 り

(1) 「鉄線索渡り」 (針金渡り)

2～3mの高さに鉄線を張り、その上を輪などの道具を用いつゝ前進、後退、坐臥を演じる。かなり緊張を要する。

(2) 「鋼線上の曲藝」

少女が足袋のまま、鋼線上を前進後退しつゝ、扇と絵日傘を用い舞踊を行う。次に線上で和服を順次ぬぎ洋服になる。自ら鋼線をゆすつたり、線上に臥したり、又うすい板をのせ、その上に立つたりする。

(3) 「鋼線上の足藝」

少女が鋼線上に仰臥し、両足にて番傘を様々にける。又鋼線上に梯子を立てバランスをとりながらこれに登り、手玉をとる。

(4) 「竹渡り」又は「衣桁」

上方からつるさげた針金に太い竹を懸け、少女が番傘をさし、下駄をはいて前後に大きくゆすりながら両端を往復する。遊動円木のような運動である。

〔註〕この種の曲藝に関しては労働省では、厚生省児童局とも打合せの上、次の通り決定した。(昭和23年5月1日附、基発第677号)

1. 満15才未満の者については、綱の高さ2m未満であれば、特殊の器具を使用せず、且つ普通の姿勢で綱渡りすることを認める。
2. 満15才以上満18才未満の者及び女子についても高さ5m以上の綱渡りは禁止する。
「建綱」のような藝もこれに準じて禁止する。

D 両脚を利用する曲藝

(1) 「人 曲」

高さ約1m位の台上に仰向きに寝た女が両脚の上で少女(6歳位)をあなかも物品の如く自由自在に弄ぶ。

——9図参照——



(9図)

誰しも驚嘆と共に幼女に対する情みを感じる。又少女の不自然な姿勢は発育を阻害し、女の腰を使う運動は生理に有害であると思う。兩人とも非常に緊張を要する。

使用者側の云い分によれば、これは必ずしも兒童を使用しないでもできる藝であるが、上乗りは兒童の方が、形もよいので多くの場合少年少女を使う。これを

残酷な形と批評する向もあるが、上乗りは別にこれに依り何等肉体的苦痛などは感じておらぬという。

(2) 「柳 樽」

高さ1m位の2つの台上に少女が仰臥して、腰に枕をあて、上脛を安定させ、交替に足で樽を回転させ互い

にけり渡す。このうち1人は下駄をはいて樽を自由自在に回轉させる。

(3) 「襦」

少女が同様の姿勢で唐紙襦を自由に蹴り分ける。

(4) 「傘蹴り」

少女が同様の姿勢で傘を足でさし、木の葉返し、その他を蹴り分ける。

(註) この種の曲藝に關しては労働省では厚生省児童局とも打合せの上、次の通り決定した。(昭和23年5月1日附、基発第677号)

1. 満15才未満の者は禁止する。
2. 満15才以上満18才未満の者及び女子については、女子年少者労働基準規則第12條の重量物取扱ひに關する規定に違反せぬよう、又危險物を取扱わないように注意する。

E 自転車曲乗り

(1) 「分解曲乗り」

成年男子が自転車を乗りまわしながら逐次分解して行く。

(2) 「変型一輪車」 (イ)

成年男子が自転車を乗りまわしながら、あらかじめ舞台上においてある品物(上衣、帽子、人形、シガレット、ライター、扇子、巻傘)を順次拾ひ身につけて行く。そして2、3回回轉して後、逆にこれをぬぎ捨てて

行く。

(3) 「変型一輪車」 (ロ)

少女6人が一輪車に乗つて2人ずつ組んで同轉したり、縄飛びをしたりする。

(4) 「二曲曲乗り」 (イ)

成年男子が二輪車を走らせながら種々なる演技を行う。

(5) 「二曲曲乗り」 (ロ)

少女(20才前後)が二輪車を乗り回し、又停止させて、その上にて手放し立ちや逆立ち等さまざまな演技を行う。

(6) 「二曲曲乗り」 (ハ)

成年男子が還轉する自轉車上で少女(12才)が逆立ちや手放し立ち等を演じる。

(7) 「二曲曲乗り」 (ニ)

成年女子2人が二輪車を乗り回し、又静止して逆立ちなどを演じる。たとえ失敗しても大した危険はないと考える。

(註) この種の曲藝に關しては労働省では、厚生省児童局とも打合せの上、次の通り決定した。(昭和23年5月1日附、基
第677号)

1. 歳15才以下の者については禁止する。

F 集團を以つて表現する技藝

(1) 「集團体育」

A&B サーカスは約半数の年少者を含む25人、Cサーカスは年少者と思われる者3人を含む10人が演じる。腕をつかんで高くぶら下げるような健康上考慮される技藝を除けば、まづ健全な体育運動であるといえるものである。

(註) この種の曲藝に関しては労働省では厚生省児童局とも打合せの上、次の通り決定した。(昭和22年5月1日附、基発第677号)

1. 満15才未満のものは高さが2m未満であれば、他人を自分の肩にのせない限り他人の肩の上に立つことを認める。
2. 満15才以上満18才未満の者及び女子については、5m未満の高所で、且つ女子年少者労働基準規則第1條の重量物取扱に関する規定に違反せぬ限りこれを認める。



G 技藝者單獨に行う技藝

(1) 「獨立曲藝」

少女(6才位)が空轉、逆の四ツ詞、そり返つて股間からこちらを向

く（8図参照）等、人間とは思えない非常に軟柔な体で、不自然な曲藝を演じる。

全く不具者の養成であるかとすら思われ、又観客に憐れみを催させるような動作をさせることは、人道上の罪惡であるとも思う。これを舞踊その他の健全な演技に轉向させることが不可能ならば衛生、福祉両面から禁止すべきものと考えられる。

「五丁椅子」

女2人（中1人は17才位）が各々椅子を5個積み重ね（約3m）その上で直立ちなどする。

万一崩れたときは大変危険であり、従つて精神的緊張を要する。しかし何等かの安全装置が施されてあるように見える。

「ピーター」

女が少年（約10才、実は17才という）を肩車にのせ、何のさゝもなく直立した梯子をゆすりながら上り下りする。

（2）「五丁椅子」（A&Bサーカス）

（3）「ピーター」（A&Dサーカス）

（註）この種の曲藝に関しては厚生省兒局とも打合せの上、次の通り決定した。（昭和23年5月1日附、基発第677号）

1. 満15才未満の者については禁止する。但し、アクロバット以外の舞踊は差支えない。

II 曲馬に関する技藝

(註) この種の曲馬に関しては厚生省児童局とも打合せの上、次の通り決定した。(昭和23年5月1日附、基発第677号)

(備考) 以上に掲げるもの以外の技藝についても女子年少労働基準規則に基づき危険有害業務に該当するものは禁止されるから注意されたい。

IV 労働条件について (第2期調査の結果)

A 賃 金

支拂形態は大抵月給制で、それに歩合制も併用されているところが多い。中には歩合制で固定給の無いところ、あるいは本人の請求都度与えるという曖昧なものや一定しないところもある。又その支給額は食事つきとはいいながら極めて僅少で最低400円から最高3,000円程度である。食事の無料でないところでは4,000円から7,000円もとるところがあるが、大凡500円から1,000円というところが多い。なお貸金台帳には立派に記載して備付けてありながら、その内容を団員が知らず、その通り支給されていないところも多いとのことである。またあるサーカスでは演技を行うものは歩合制で300円から500円もらえるが、それ以外の老人、女子は使用者が所有しているざぶとんを客に貸し、その賃借料の2割を支給するとか、プロマイド等の賣上げの分配にあずかるだけが唯一の現金収入であるという状態である。身上については後に述べるが、サーカス團には養親子の関係を結んでいるものも多く、衣食を給する外に僅小な小遣銭しか与えないのは、家族だから当然の事であると考えているようである。

以上の如く、非常に少い小遣い程度の収入であるというわけは、サーカス團の収入そのものがサーカス團と興行地の地方とが共同経営の形で、地方に収入の4割を提供するという傳統があり、そのためサーカス團の収入は6割となるという経営上の問題も一因となつていたのであらう。

第 4 表

團 名	金 貨			
	支拂形態	平均支給額	臨時収入	現物給與
A サークス	月給制	2,500~7,000円 平均 3,500円		
B サークス	〃	400円	歩合により 400円位	衣、食、住
C サークス	〃	800円		
E 姫曲馬團	〃	2,800~3,300円		
F サークス	〃	18才未満—基本給 1,500円 15 " — " 500円	手取 2,500円 " 2,000 "	食事実費 800円差引
G サークス	〃	3,000円		食 事
H サークス	〃	小遣い程度		
I サークス	〃			
T 人形舞踊團	〃	4,000円	手当 500円	食事実費 1,700円差引
J サークス	〃	樂士—3,000円 技師—3,000円 事務—2,000円 雜役—1,000円		衣、住、料 食事実費 700円差引

Q	サーカス	カ	1,500円		
S	サーカス(B)	カ	500円	大入袋	衣、食
N	洋行	月歩給金制	1,200~1,500円 一興行の総収入から税、経費を引き 残りの4割を45で割って配当を出す		食事、衣、日用品
P	サーカス	カ	能力に随じてきめる	興行中臨時給有り	衣、食
D	サーカス	歩合制	総売上上の3割を分配		
U	サーカス	カ	2,000円		
M	サーカス	カ	1,000~2,000円 最低は台所手帳		
R	サーカス(A)	カ	小遣程度 100~300円 老人、女子はざぶとん貸、ブイマイ ド賣上げ等の分前のみ		
K	サーカス	本人の請求程度	小遣い程度 1,000円		衣、食
L	サーカス	一定せず	月の収入により異なる		ほしい物は買つて呉 える
O	曲馬團	カ	小遣い程度 500円		衣、食

B 労働時間

各人の演技時間は割合に短いので、二回興行にしても三回興行にしても稽古の時間を入れて、実働時間は比較的短時間である。実働最低2時間、最高8時間で問題はないが、しかし、拘束時間が長いことと殆んど住みこみのため、いわゆる演技に關係のない労働として家事労働的なものが伏在することは見逃せない。報告の中にも二、三見受けられたが、例えば天幕のつくろいとか、夜中に起きて天幕の雨もりを直したり、又は移動のさいには相当の重量のもの

を選擇したりするなどがある。又休憩時間については就業規則に定められている休憩のはじめは殆んどなく、各自演技から演技までの手持ち時間があるが、その間に三度の食事をとり、出演の準備をする等実際には、四六時中自由な自分の時間をもたぬようである。

第 5 表

團 名	労働時間			休 暇	備 考
	実 働	拘 束	演 技 時 間		
A サークス	7	8	1 回 30 分、1 人 5 種目位	4 週 4 日	
B サークス	2	9	20 分—3 回 計 1 時間	雨 の 日	
C サークス				P	
D サークス		8.5		4 週に 5.6 日	
E 蛭曲馬團		9	自分の番まで休憩	1 ヶ月 20 日間	
F サークス	8	9	1 日 3 回	4 週 4 日 生理休暇あり	
G サークス					
H サークス			1 回—40 分 興行 2 回	4 週 4 日	
I サークス	6 時 45 分	7		毎週月曜	
U サークス	7			1 ヶ月 4 日以上	
T 人形舞踊團	8		(外出は自由)	1 ヶ月 4 日以上	

J	サーカス	7		(外出は自由)	1ヶ月4日 都合で4日以上
K	サーカス	5		2回 1〜3, 30 7, 20〜10	
L	サーカス		11時30分	午前中藝の習得	
M	サーカス	6.5	8	2時間(1時10分)	
N	洋行	5		(随く時間外は自由)	1ヶ月10日 (但し荷運び)
O	曲馬團	5	8		興行のない日
P	サーカス		11		4週4日
Q	サーカス	3〜5	8	1日平均15回	
R	サーカス		10	土、日曜は1日3回、平日は2回	雨の日と移動中
S	サーカス		11.5	平日2回、祭の時は夜間迄	

C 休日

4週に4日は原則として休日としているが、雨の日だけとする漠然とした休日のところもある。しかも休日といひながら興行に関しては休日であつても、移動のために荷物運びをさせるなど、実際には休日といえない実情のところもある。生理休暇は個人の随意で與えているところもあり、産前産後の休暇も随意に大休2〜3ヶ月とつていところがある。なお、外出は自由と称しているかが、あるサーカス団員の供述によると実際は自由ではなく、映画をみにいく場合等も団体行動をとるとのことである。

以上が雇用関係のあらましであるが、不明のものが多く、報告のあつたものでも実情はもう少し悪いと思わなければならない。

D 証明書備付けの有無

サーカスの年少団員に対する労働基準法に基づく危険有害業務就業制限と証明書の備付けは使用者に厳格に周知徹底させてあるため、比較的良好であるが、それでも年令証明書の備付けのないものは 18 名で全調査人員 57 名の 3 分の 1 を占めている。

使用許可証明書に至つては証明書を要するもの 18 名のうち備付けあるものは、わずか 3 名である。これはサーカスの殆んど業種が 15 才未満のものにとつては許可されないためでもあろうが、これら発見された違法に対しては至急証明書を備え付けるよう関係機関に勧告手配させたとの報告が多かつた。

内訳は次表の通りである。

第 6 表

種 類	備付けあるもの	備付けないもの	計
年 齢 証 明 書	39	18	57
使 用 許 可 証 明 書	3	15	18
計	42	33	75

V 身上について (第2期調査の結果)

A 入 團 経 路

年少団員にとつて最も問題のあるのは入團経路であり、又それは最もわかりにくいものでもある。報告中非常に不明が多かつたが、記入のあつたものの中明らかに人身賣買的なものが推察されるものもあつたのである。本人の希望によつて入團し藝が好きで喜んで従業しているものが約7名、團長又は興行関係者の子供とか、親の代からサーカスにいるという、生れながらサーカスに因縁のある者が約8名、家が貧困のため年少者の職場として入團したもの約7名あり、そのうち1名はサーカスの軒下に本人と父、第2人がくらしていたのをサーカスで引取つて世話をし、本人と父を一座に加えたもので、以上の種類の入團は余り問題のない方である。

問題なのは人身賣買のうたがひがあると悪われるもので、両親のいないもの、あるいは両親が行方不明のため、團長の養子養女になつてゐるもので、育ての親がつれてきたものや、大阪の口入屋から斡旋されたもの、伯父その他親戚のものが頼みにきたものなど、第三者の仲介が入つてゐるので入團のときの状況は判明しないが、以上のようなものが比較的多いのである。これら第三者の仲介によるものは明らかに人身賣買の疑いがあり、育ての親に連れてこられたものは、現在でもよく金の無心にきて困るという、又ある親は前借金を一万円受けとつてゐるが、これについて團長はその金で本人を縛るつもりはないと言明しているが、これも特殊の契約とみなされるものである。又親のない子供の親戚が、子供を特殊の契約でサーカスに養子として世話をするというのも、いわゆる人身賣買であつて昔なが

らの方法である。これらは仲介者がその時その時異つていたので、仲介者を取締ることはなかなか困難であるから、サーカス団がこのような入団方法を改めない限り絶えないであろうと思われる。

なお、養女の1人は満15才未満で基準法上使用できないことになり、親元へ帰したが、親元でも引取らず、本人も帰りたがらないためそのまま團長の家の子守りをしているというのがある。このような場合に本人が幸福ならばというので黙視することはつつしまねばならない。これについては義務教育未修了等その他の問題をも考慮しなければならない。

第 7 表

	15 才 未 満	18 才 未 満	計
両 親 あ り	4	24	28
両 親 な し	1	10	11
両 親 行 方 不 明	3	2	5
父 な し	3	10	13
母 な し	1	2	3
無 母	3	1	4
父 行 方 不 明	2	1	3
母 行 方 不 明	1	2	3
不 明	0	5	5
計	18	57	75

B 両親の有無

第7表により両親の有無についてみると 15 才未満の者 18 名中両親のあるものは僅か4名、18 才未満のものでは半分以下の 24 名で、いずれも両親あるいは片親のいないものが多い。この点に先にのべた人身売買の問題が強くからんでくるであろう。

参 考

国名	名前	年齢	両親の有無	入国経路、その他身上関係	国名	名前	年齢	両親の有無	入国経路、その他身上関係
A	某女	17	両親有り	単独入国	E	某男	15	父と後妻有 行方不明	3才の時もらいうけたもの
"	某女	16	"	親の代から入国している 現在も一緒に働いている	"	某女	14	両親有り	不明
"	某女	17	"	"	"	某女	15	"	"
"	某女	15	"	単独入国	F	某女	15才 未満	両親有り	副長の娘
"	某女	15	"	"	"	某女	15才 未満	"	"
"	某男	16	"	"	"	某女	15才 未満	"	舞踊の見習い
B	某女	15	母なし	Bサーカスの軒下に父、本人、 弟の4人居住し、父はくづけい していたのを2年前サーカスで 引取つて世話をし、本人と父を 一座に加えた	"	某男	15	"	栃木の某興行主の息子（知人関 係）藝見習いのため
C	不明	18才 未満	父なし	母も一緒にサーカス団にいる	H	某男	17	両親有り	不明
E	某女	17	父なし 育て の女親のみ	育ての母親が金の無心に來て困 っている	"	某女	14	養父あり	"
					"	某女	12	" 継母	"

H	某女	12	養父なし	親元に引取り方を希望したが、親元でも引取りた本人も知りたがらず、現在團長の家の守衛をしている。	某女	14	親母	興行中母がつれて来た
I	某女	16	両親不明	幼時貧困から兄の實家にあずけられ小学校5年の時高本某の世話で入團	某女	13	〃	〃 父がつれて来た
〃	某女	16	両親あり	母が同團の故事手傳いに來ている關係で一緒について來たもの生來語りずきである	某男	17	不明	團長の弟
〃	某女	17	〃	團長の親で語りをはじめている	某女	16	〃	不明
U	某女	18才未満	両親あり	縁故による入團	L	某女	父なし	貧困
〃	某男	〃	〃	〃	〃	某男	〃	〃
〃	某男	〃	父なし	〃	〃	某男	両親なし	〃
〃	某女	〃	両親あり	〃	〃	某男	12	両親あり
J	某女	〃	〃	他團より入團	〃	某女	17	〃
〃	某女	〃	〃	〃	M	某女	17	両親なし
〃	某女	〃	父なし	〃	〃	某女	17	父なし
〃	某女	〃	〃	〃	〃	某女	15	〃
〃	某女	〃	〃	〃	O	某女	15	両親あり 居所不明
〃	某女	〃	〃	〃	〃	某男	15	父なし 母行方不明
〃	某女	〃	〃	〃	〃	某男	13	縁故一切不明
T	某男	〃	両親なし	縁故による入團	R	某女	17	不明
K	某男	15	親母	興行中父がつれて来た	〃	某女	16	〃
					〃	某女	17	〃

R	某女	14	父行方不明	不明	〃	某男	15	母なし	母
〃	某女	16	母行方不明	〃	〃	某男	17	両親死亡	伯父
〃	某女	17	父 〃	父	〃	某男	17	〃	不明
S	某女	16	母 〃	不明	〃	某男	12	母行方不明	〃
〃	某女	15	両親死亡	伯父 人身売買のうたがひあり	〃	某男	17	両親死亡	本人希望
〃	某女	10	母なし	不明	〃	某男	13	父行方不明	父
〃	某女	11	父母行方不明	〃	〃	某男	16	父なし	不明

VI 教育について

義務教育を修めているかどうかについては特に報告されなかつたが、あるサーカスについての報告によると、よくて小学校の3年中退、半分は全然未就学であり、又他のあるサーカスの場合、学令児童は本籍地で就学させたが、皆それを嫌い、藝を好んで興業地に帰つて来るので、現在は藝のみにたずさわつて遊業しているという。旅から旅へ郡会や高市（^{たけち}祭）を追つて流れるサーカス團の年少者達は殆んど学校へ行つていない実情である。たまたま教育を受けても、それは正規の学校教育ではなく、家庭教師によつてわずかばかりの教育を受けるのみであるという。しかし新教育法には家庭教師による義務教育は全く認めていない。したがつてサーカスにおいて女子年少者労働基準規則、第15条第1号に該当しない演技に従事する満15才未満の児童でも、義務教育を受けない場合は労働基準法第57條

及び学校教育法に基いて業務に従事することができないことになる。

これについての文部省の見解としては一般に児童が義務教育を受けることのできない理由として、①親に経済的能力のないため、②孤児であるため、の二つの主な理由が考えられる。そして①の場合は、生活保護法による生活扶助・生業扶助の道があり、②の場合は、官公営、あるいは私営の保護施設に收容して義務教育を終了する道があると考えている。したがってサーカスの場合は就業を禁止して児童を保護施設に收容して通学させる外に方法はないという意向である。

一方使用者の側からは、なお家庭教師による義務教育を認めて欲しいという意向がうかがわれる。しかし教育は寸暇もゆるがせに出来ない重要な問題であるから、そのような形式的になりがちな制度は認めることはできないであろう。保護法規に則つて年少者を不幸に陥れることのないよう慎重に考えなければならない。その後審議の結果義務教育の貫徹と福祉の見地から満 15 才未満の義務教育を受けない児童は、就業を禁止することに決定した。

VII 年少団員の生活について

1ヶ月平均して興行は大体 20 日間位とみてよいが、興行中の生活実態は、あるサーカスにおいては次のようなものである。6時頃起床して、朝食前に2時間乃至3時間位藝のけいこをつける。2回興行のときは、大体午前 11 時から早昼をとつて午後 4時半頃迄遠遊興行し、3回興行のときは、5時頃夕食をとり、6時頃から9時近くまで寝る。

粗末な掘立小屋、あるいはテント内の雑居、不潔な衣類等から察して、かれらの生活は非常に非衛生的である。又少なくとも日に2〜3回宛このように特異な業務によつて神経的に疲労をさせることは、発育期にある年少者の成長を少なからず阻害するものではなからうか。聴取年令が眞実ならば、外見的にそれよりも幼く見えることは成長が阻害されていることを物語るものであらう。負傷は全園サーカスで年1〜2回あり、原因は油断であるという。あるサーカス園では、業務上の傷病は未曾有であるが、万一あれば園長がこれを補償する。後見人の使命は、演技中常に傍で激励して精神統一を促し、万一墜落の際には、すかさずその者を横へ突き飛ばして、床面での弾力を弱めて傷害を軽減に抑えとめる事だそうである。万一病人が発生した場合に移轉の際には、附添いをつけて病院に委託し以後は地方に一任するそうである。実状は、はかり難いが、使用者から聞くところによると、使ひ主と働く者との關係は至つて円満で家庭的であり、労働條件においても合法的であるように感じられる。が、しかし働く者の側の三十分によれば園長が自分の戸籍に入籍している女子を次から次へ手をつけるなど、サーカス園の生活の中には、依然として露骨的、從風聞録のもとに背徳的な事例の存在がうかがわれるのである。又われわれがサーカス小屋に入つて直ちに感じる、あの独特な陰惨な空氣から推しても、こゝに働く子供たちの生活は決して明るいものとはいえない。

VIII 労働基準法 び女子年少者労働基準規則施行に對しての意見

1947年9月に労働基準法及び女子年少者労働規則が施行されたのであるが、これに對してサーカスの使用者側が如何なる意見をもっているかについて、第1期調査の際、Cサーカス園から聴取したところを記してみよう。

- (1) このような法規を作るに際し、事前に業者に所感なりとも聞いて欲しかった。
- (2) このような法が出て了つた以上、当方では生きんがためには、あるいは合法的脱法を行うこともあろう。
- (3) 單に曲馬、遊業と連れるのみでは意味が不審である。サーカスに関する規定の解釈を一刻も早く明確にして、しかもわれわれの生活を維持できるように計られたい。
- (4) 第一の問題は教育であるが、現在の教育機関が悪いのである。

六、む す び

サーカス園そのものは興行物の一つとして必ずしも解明すべき性質のものではない。むしろ大衆的な健全娛樂機關として發展すべきものである。しかしながら以上の調査で明らかな如く、労働基準法、児童福祉法その他法令違反事実の幾多の発見、又國警本部調査によるサーカス園内の暴力団的な確々の問題の存在などは未だに非民主的なサーカス園の現状を物語り、またかの教育部長をして内情ばくろの醜態をなさしめたものである。しかも内部のことは一切外に出さないという仁義に阻まれ、年少団員の無知と誇りめ等によつて調査の手も行届かなかつたことから従来は公に問題にされなかつたのである。

ところが、今回当婦人少年局において一應全国的にサーカス園の調査をして以上の結果を得たのである。もつともこの調査に當つても未だに経営者側は警戒し、年少団員は眞実を語り得ぬなど、極めて調査は困難で不明の点も多くあつたのであるが、たゞ今回の調査によつて明かにされた今後注意しなければならない点について以下まとめてみよ

う。

第1の点は、サーカスに対して労働基準法上の監督が未だ不十分であると思われる点である。年令証明書にしても、サーカスにいる年少者こそ最もこれを必要とするのに未だに備付け不徹底のようである。また使用許可証明書の必要に伴い、就業不許可になつた子供のその後の処置等に関しても、もつと指導が必要であると思われる。又演技の上では、年少者の禁止業務については割合守られているようであるが、労働条件に関しては、就業規則、賃金台帳の整備が形式的であつて、就業規則など、監督官で作成して與えたところでも、少しも守られていないで、すべて幹部の専断的意思によつて運営されていくこと等も多いが、これらに対しても充分な指導と監督により改良を加える必要がある。

第2の点は、常に入團してくる子供の調査を怠らないようにしなければならない。従來の入團している子供については不明瞭のものが多く、不明のものも殆んど人身賣買的なものが多いとみなければならず、今後の社会、經濟状況にかんがみても、この種の入團がふえるとも減ることのないことが見通される点について厳に警戒し、調査を怠らないようにしなければならない。使用側側にしてみれば、一時の身代金を出しても、小遣い程度の僅少の月給で永久に通れることのない演技者を雇うことができれば、他のサーカス以外の興行に比して非常な利益であるかもしれない。人の世に生をうけながら、家庭的不幸により、明けくれジッタの音と共にくらす世界に賣られる子供の福祉のことを思えば、絶対にこれは許すべきではない。

第3の点は、現に生活している年少団員のために、自由が確保され、労働条件が是正されなければならない。例え

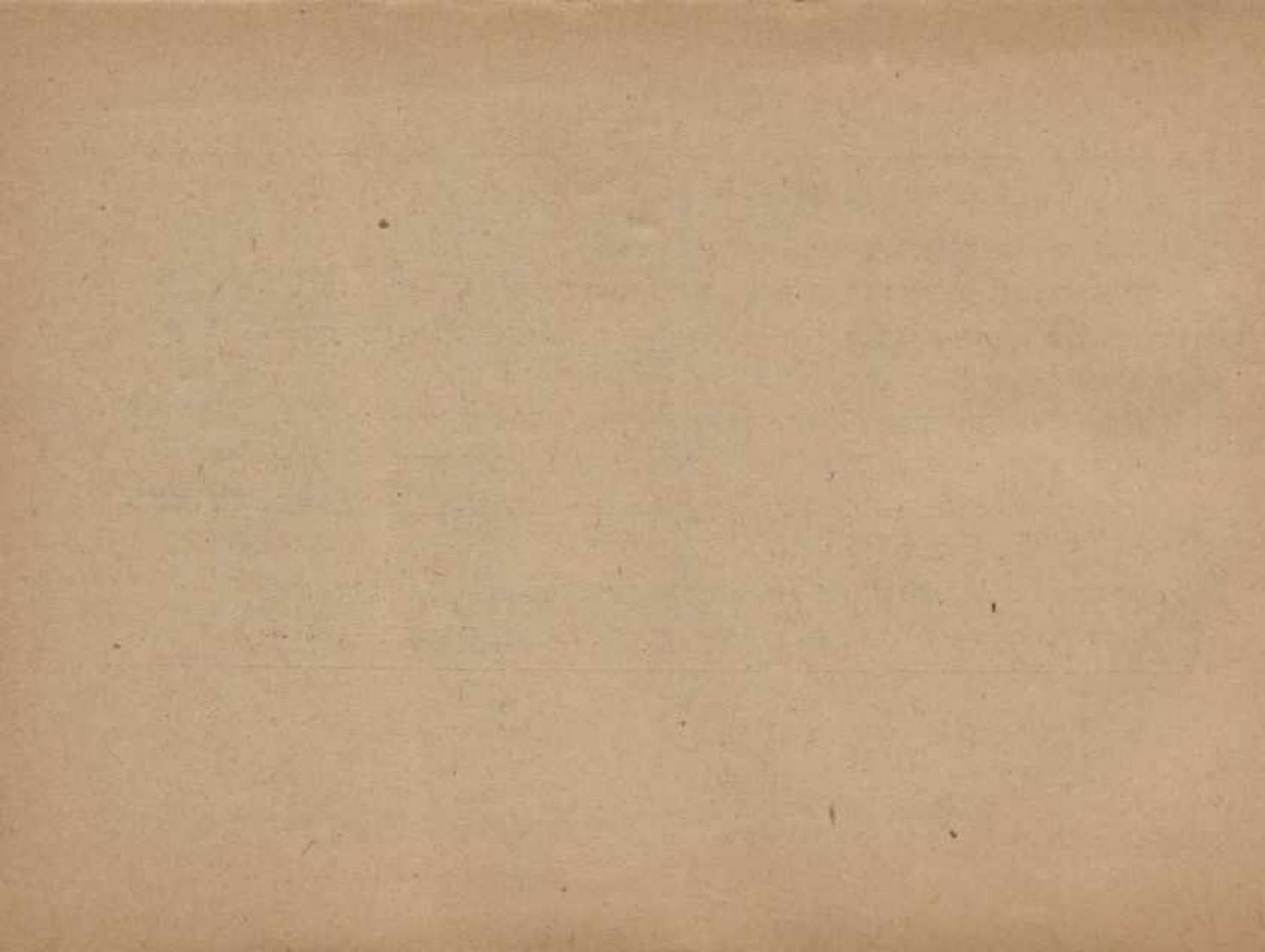
ば、外出の自由にしても、女の一人歩きは危険だからという理由のもとに団体行動をとらせるなども束縛の口実であり、休憩時間の行跡や、興行の終了後の自由時間に家事労働をさせる等、是正されなければならぬ点は多くあると思う。しかも、これらのことが幹部の暴力的な威圧のもとにある点、又養子養女の関係につながれている場合非常に困難があるが、それらの点とともに一そう是正されねばならない。そして特にこのような労働関係にいまなお残存する封建的遺制は徹底的に排除しなければならない。

第4の点は、義務教育未修了の年少團員を一刻も早く就業禁止して就学させねばならない。そのため親で扶養能力の無い者を経済的に援助するとか、本人を保護施設に入れて就学させるとかの手立てを早急に講じなければならない。このような子供が未だ就業しているということは、永久にそのまゝ未就学に終らせることになり労働基準法にも学校教育法にも反する結果になるであろう。

以上が、今後留意しなければならない諸点と思われるのであるが、これらについては國警本部、厚生省、文部省、法務府始め各関係方面と緊密に連絡をとつて強力に指導していかねばならない。そして、日本に残っている封建的暴力的仁義の団体等と指摘され恥を世界にさらすことのないように努力しなければならないと思う。

年少労働調査資料（発行したもの）

- 第1集 鉄道運結手災害調査（1948年5月—プリント）
- 第2集 衛生上有害物資を取扱う業務に関する特殊調査（1948年6月—プリント）
- 第3集 ♫サーカスを観て♫—サーカスの年少労働者演技の調査（1948年7月—プリント）
- 第4集 年少労働者災害統計（1948年8月—プリント）
- 第5集 國營鉄道事業における年少従業員の適業基準（1949年9月—プリント）
- 第6集 ♫働く少年少女のメモ♫—年少労働者の労働および労働態度調査（1949年8月—活版）
- 第7集 ♫学びながら働く年少者♫—労働基準法による使用許可証明をえて働く年少者の調査（1949年8月—活版）
- 第8集 ♫街頭に働く年少者♫—年少街頭労働者実態調査の報告—（1949年10月—活版）
- 第9集 ♫サーカスに働く年少者♫—サーカスに働く年少者実態調査の報告—（1950年 月）



GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00730124